附属書第２（第１４条関係）

航空機の騒音の基準

第１章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第２章が適用される航空機

１―１　最大離陸重量が８,６１８kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が６１０m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７７年１０月６日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が１９８１年１１月２６日以後になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７７年１０月６日前になされ、かつ、当該型式の設計について法第１３条第１項の規定による設計の変更の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の承認その他の行為（以下「設計の変更等」という。）（騒音値を０.１EPNdB以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が０.３EPNdB以上となるものに限る。）の申請の受理等が１９７７年１０月６日以後になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が１９８１年１１月２６日前になされたもの

| | 側方測定点における離陸中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が３４,０００kg以下の航空機 | １０２以下であること。 | １０２以下であること。 | ９３以下であること。 |
| 最大離陸重量が３４,０００kgを超え２７２,０００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>（２／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／３４００）＋１０２ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>（２／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／３４００）＋１０２ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>（５／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／３４００）＋９３ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が２７２,０００kgを超える航空機 | １０８以下であること。 | １０８以下であること。 | １０８以下であること。 |

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものであり、単位はEPNdBとする。

２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から６５０mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。

３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に２,０００mの距離にある点をいう。

４　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に６,５００mの距離にある点をいう。

５　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

１―２　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が１―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、１―１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が１―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第２章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第３章が適用される航空機

２―１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が６１０m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００６年1月１日前になされたもの

b　最大離陸重量が8,６１８kgを超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９８５年1月１日以後２００６年1月１日前になされたもの

| | 側方測定点における離陸中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が３５,０００kg以下の航空機 | ９４以下であること。 | ９８以下であること。 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８９以下である場合は、８９以下であること。<br>A－（4／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（３８５００／W） |
| 最大離陸重量が３５,０００kgを超え２８０,０００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>（9／$\log_{10}$（８０／７））×$\log_{10}$（W／３５０００）＋９４ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>（7／3$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／３５０００）＋９８ | |
| 最大離陸重量が２８０,０００kgを超え３８５,０００kg以下の航空機 | | １０５以下であること。 | |
| 最大離陸重量が３８ | | | A以下であること。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５,０００kgを超え４００,０００kg以下の航空機 | | | |
| 最大離陸重量が４００,０００kgを超える航空機 | １０３以下であること。 | | |

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から４５０mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下６５０mの点とする。

３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に２,０００mの距離にある点をいう。

４　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に６,５００mの距離にある点をいう。

５　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

６　Aは、当該航空機の発動機の数が、２基以下の場合にあつては１０１、３基の場合にあつては１０４、４基以上の場合にあつては１０６とする。

２―２　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が２―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点

における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、２―１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも２EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が３EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が２―１の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第２章の２　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第４章が適用される航空機

２の２―１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が６１０m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ２―１の表に定めるとおりとする。

a　最大離陸重量が５５,０００kg以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００６年１月１日以後２０１７年１２月３１日前になされたもの

b　最大離陸重量が５５,０００kg未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００６年１月１日以後２０２０年１２月３１日前になされたもの

c　最大離陸重量が８,６１８kgを超え５５,０００kg未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００６年１月１日以後２０２０年１２月３１日前になされたもの

２の２―２　２の２―１に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

a　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と２―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が１０EPNdB以上であること。

b　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの２の測定点における騒音値と２―１の表の備考の欄のそれぞれに対応する２の測

定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が２EPNdB以上であること。

２の２―３　２―１又は３―１に掲げる航空機であつて２の２―１の適用を受けようとするものにあつては、２の２―２の基準に適合しなければならない。

第３章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第５章が適用される航空機

３―１　最大離陸重量が８,６１８kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が６１０m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７７年１０月６日以後１９８５年1月１日前になされたものの騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

| | 側方測定点における離陸中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が３４,０００kg以下の航空機 | ９６以下であること。 | ９８以下であること。 | ８９以下であること。 |
| 最大離陸重量が３４,０００kgを超える航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が１０３を超える場合は、１０３以下であること。<br>$96+(2/\log_{10}2)\times\log_{10}(W/34000)$ | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が１０５を超える場合は、１０５以下であること。<br>$98+(2/\log_{10}2)\times\log_{10}(W/34000)$ | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が１０６を超える場合は、１０６以下であること。<br>$89+(5/\log_{10}2)\times\log_{10}(W/34000)$ |
| 備考<br>１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。<br>２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から４５０mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。 | | | |

3　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に２,０００mの距離にある点をいう。

4　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に６,５００mの距離にある点をいう。

5　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

３―２　側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が３―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、３―１の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも２EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が３EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が３―１の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第４章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第６章が適用される航空機

４―１　最大離陸重量が８,６１８kg以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年１月１日以後１９８８年１１月１７日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を０.１dB（A）以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が０.３dB（A）以上となるものに限る。以下本章及び第６章において同じ。）がなされている場合は、その申請の受理等が１９８８年１１月１７日前になされた航空機に限る。

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年1月１日以後１９８８年１１月１７日前になされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が１９８８年１１月１７日以後１９９３年１１月１７日前になされた航空機であつて、６―１の表の騒音の基準に適合しないもの

c　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９８８年１１月１７日以後１９９３年１１月１７日前になされた航空機であつて、６―１の表の騒音の基準に適合しないもの。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が１９９３年１１月１７日前になされた航空機に限る。

d　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年1月１日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が１９８０年1月１日以後になされたもの

| | 測定点における水平飛行中の騒音値 |
|---|---|
| 最大離陸重量が６００kg以下の航空機 | ６８以下であること。 |
| 最大離陸重量が６００kgを超え1,５００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>６８＋（1／７５）（W－６００） |
| 最大離陸重量が1,５００kgを超える航空機 | ８０以下であること。 |
| 備考<br>1　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はdB（A）とする。<br>2　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。 | |

第５章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第８章が適用される航空機

５―１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が３,１７５kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７―１の表）に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９８５年１月１日以後２００２年３月２１日前になされた回転翼航空機

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００２年３月２１日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について、設計の変更等（騒音値を０.３EPNdB以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が１９８８年１１月１７日以後になされたもの

| | 上空通過測定点における通過中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が８０,０００kg以下の回転翼航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８８以下である場合は、８８以下であること。<br>１０８－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が９０以下である場合は、９０以下であること。<br>１１０－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８９以下である場合は、８９以下であること。<br>１０９－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） |
| 最大離陸重量が８０,０００kgを超える回転翼航空機 | １０８以下であること。 | １１０以下であること。 | １０９以下であること。 |

備考

１　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下１５０mの地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

3　進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下１２０mの地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

4　離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ５００mの距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

5　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

５―２　上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が５―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、５―１の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が５―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

５―３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００２年３月２１日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が３,１７５kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７―２の表）に定めるとおりとする。

| | 上空通過測定点における通過中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が８０，０００kg以下の回転翼航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８４以下である場合は、８４以下であること。<br>１０４－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８９以下である場合は、８９以下であること。<br>１０９－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８６以下である場合は、８６以下であること。<br>１０６－（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（８０００／W） |
| 最大離陸重量が８０，０００kgを超える回転翼航空機 | １０４以下であること。 | １０９以下であること。 | １０６以下であること。 |

備考

１　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

２　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下１５０mの地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

３　進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下１２０mの地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

４　離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ５００mの距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側１５０mの距離にある地上の２点をいう。

５　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

５―４　上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が５―３の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、５―３の基準にかかわらず、当該回転翼航

空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が５―３の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第６章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第１０章が適用される航空機

６―１　最大離陸重量が８,６１８kg以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年１月１日以後１９８８年１１月１７日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が１９８８年１１月１７日以後１９９９年１１月４日前になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９８８年１１月１７日以後１９９９年１１月４日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が１９９９年１１月４日前になされた航空機に限る。

c　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年１月１日以後１９９９年１１月４日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が１９９９年１１月４日以後になされたもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）

d　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９９９年１１月４日以後になされた航空機（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）

e　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年１月１日以後１９９９年１１月４日前になされ、かつ、当該型式

の設計について設計の変更等の申請の受理等が１９９９年１１月４日以後２００４年１１月４日前になされた航空機であつて、６―２の表の騒音の基準に適合しないもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機を除く。）

| | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|
| 最大離陸重量が６００kg以下の航空機 | ７６以下であること。 |
| 最大離陸重量が６００kgを超え１,４００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$76+(12/(\log_{10}(7/3)))\times\log_{10}(W/600)$ |
| 最大離陸重量が１,４００kgを超える航空機 | ８８以下であること。 |
| 備考<br>１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はdB（A）とする。<br>２　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に２,５００mの距離にある点をいう。<br>３　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。 | |

６―２　最大離陸重量が８,６１８kg以下の単発のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機、水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９７５年１月１日以後１９９９年１１月４日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が１９９９年１１月４日以後になされたもの

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９９９年１１月４日以後になされた航空機

| | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 最大離陸重量が５７０kg以下の航空機 | ７０以下であること。 |
| 最大離陸重量が５７０kgを超え１,５００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>７０＋（１５／（$\log_{10}$（５０／１９））$\times\log_{10}$（W／５７０） |
| 最大離陸重量が１,５００kgを超える航空機 | ８５以下であること。 |

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はdB（A）とする。

２　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に２,５００mの距離にある点をいう。

３　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

第７章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第１１章が適用される航空機

７―１　最大離陸重量が３,１７５kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が１９９３年１１月１１日以後２００２年３月２１日前になされた回転翼航空機

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００２年３月２１日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を０.３dB（A）以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が１９９３年１１月１１日以後になされたもの

| | |
|---|---|
| | 上空通過測定点における通過中の騒音値 |

| | |
|---|---|
| 最大離陸重量が７８８kg以下の回転翼航空機 | ８２以下であること。 |
| 最大離陸重量が７８８kgを超える回転翼航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>８２＋（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／７８８） |
| 備考<br>１　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はdB（A）とする。<br>２　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下１５０mの地上の点をいう。<br>３　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。 | |

７―２　最大離陸重量が3,１７５kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２００２年3月２１日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

| | 上空通過測定点における通過中の騒音値 |
|---|---|
| 最大離陸重量が1,４１７kg以下の回転翼航空機 | ８２以下であること。 |
| 最大離陸重量が1,４１７kgを超える回転翼航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>８２＋（３／$\log_{10}2$）×$\log_{10}$（W／１４１７） |
| 備考<br>１　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はdB（A）とする。<br>２　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下１５０mの地上の点をいう。 | |

３　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

第８章　国際民間航空条約の附属書１６第１巻第１４章が適用される航空機

８―１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が６１０m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

a　最大離陸重量が５５,０００kg以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２０１７年１２月３１日以後になされたもの

b　最大離陸重量が５５,０００kg未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２０２０年１２月３１日以後になされたもの

c　最大離陸重量が８,６１８kgを超え５５,０００kg未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が２０２０年１２月３１日以後になされたもの

| | 側方測定点における離陸中の騒音値 | 進入測定点における着陸中の騒音値 | 離陸測定点における離陸中の騒音値 |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が２,０００kg以下の航空機 | ８８.６以下であること。 | ９３.１以下であること。 | ８０.６以下であること。 |
| 最大離陸重量が２,０００kgを超え８,６１８kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{27}{5\log_{10}\frac{4309}{1000}}\times\log_{10}\frac{W}{2000}+88.6$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{49}{10\log_{10}\frac{4309}{1000}}\times\log_{10}\frac{W}{2000}+93.1$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$89-\frac{4}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{8618}{W}$ |
| 最大離陸重量が８,６１８kgを超え３５,０ | ９４以下であること。 | ９８以下であること。 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が８９以下である |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ００kg以下の航空機 | | | 場合は、８９以下であること。 |
| 最大離陸重量が３５,０００kgを超え２８０,０００kg以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{9}{\log_{10}\frac{80}{7}}\times\log_{10}\frac{W}{35000}+94$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{7}{3\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{W}{35000}+98$ | $A-\frac{4}{\log_{10}2}\times\log_{10}\frac{385000}{W}$ |
| 最大離陸重量が２８０,０００kgを超え３８５,０００kg以下の航空機 | | １０５以下であること。 | |
| 最大離陸重量が３８５,０００kgを超え４００,０００kg以下の航空機 | | | A以下であること。 |
| 最大離陸重量が４００,０００kgを超える航空機 | １０３以下であること。 | | |

備考

１　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書１６に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

２　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から４５０mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最

大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下６５０mの点とする。

3　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に２,０００mの距離にある点をいう。

4　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に６,５００mの距離にある点をいう。

5　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

6　Aは、当該航空機の発動機の数が、２基以下の場合にあつては１０１、３基の場合にあつては１０４、４基以上の場合にあつては１０６とする。

８―２　８―１に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

a　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と８―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が１７EPNdB以上であること。

b　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と８―１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも１EPNdB以上であること。

８―３　２―１、２の２―１又は３―１に掲げる航空機であつて８―１の適用を受けようとするものにあつては、８―２の基準に適合しなければならない。